

# 1 環境騒音及び自動車騒音

## (1) 騒音に係る環境基準について

### ア 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は、環境基本法第16条の規定に基づき騒音に係る環境上の条件について、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で、維持することが望ましい基準として定められており、各種騒音防止施策の目標となるものである。

#### ○ 騒音に係る環境基準(平成10年9月30日環境庁告示第64号)

- ・ 道路に面する地域以外の地域（一般地域）

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

- (注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。  
 2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。  
 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。  
 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。  
 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

- ・ 道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては、40デシベル以下）によることができる。	

- (注) 1 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。  
 (1) 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の車線を有する区間に限る。）  
 (2) 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1号に規定する自動車専用道路  
 2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。  
 (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル  
 (2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

### <環境基準の評価>

環境基準の基準値は、次の方法により評価した場合における値とする。

- 1 評価は、個別の住居等が影響を受ける騒音レベルによることを基本とし、住居等の用に供される建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルによって評価するものとする。  
この場合において屋内へ透過する騒音に係る基準については、建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルから当該建物の防音性能値を差し引いて評価するものとする。
- 2 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。
- 3 評価の時期は、騒音が1年間を通じて平均的な状況を呈する日を選定するものとする。
- 4 騒音の測定は、計量法（平成4年法律第51号）第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を用いることとする。
- 5 騒音の測定に関する方法は、原則として日本工業規格Z 8731による。ただし、時間の区分ごとに全時間を通じて連続して測定した場合と比べて統計的に十分な精度を確保し得る範囲内で、騒音レベルの変動等の条件に応じて、実測時間を短縮することができる。当該建物による反射の影響が無視できない場合にはこれを避けうる位置で測定し、これが困難な場合には実測値を補正するなど適切な措置を行うこととする。また、必要な実測時間が確保できない場合等においては、測定に代えて道路交通量等の条件から騒音レベルを推計する方法によることができる。  
なお、著しい騒音を発生する工場及び事業場、建設作業の場所、飛行場並びに鉄道の敷地内並びにこれらに準ずる場所は、測定場所から除外する。

### <環境基準の地域としての評価>

環境基準の達成状況の地域としての評価は、次の方法により行うものとする。

- 1 道路に面する地域以外の地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域の騒音を代表すると思われる地点を選定して評価するものとする。
- 2 道路に面する地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等のうち環境基準の基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価するものとする。

### イ 騒音に係る環境基準の類型指定状況

対 象 市 町 (19市8町)	地域の類型	類型をあてはめる地域		
鹿兒島市 鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市 指宿市	A	都市計画法の用途地域のうち 第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 田園住居地域		
西之表市 垂水市 薩摩川内市		B	都市計画法の用途地域のうち 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	
日置市 曾於市 霧島市 いちき串木野市 南さつま市 志布志市			C	都市計画法の用途地域のうち 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

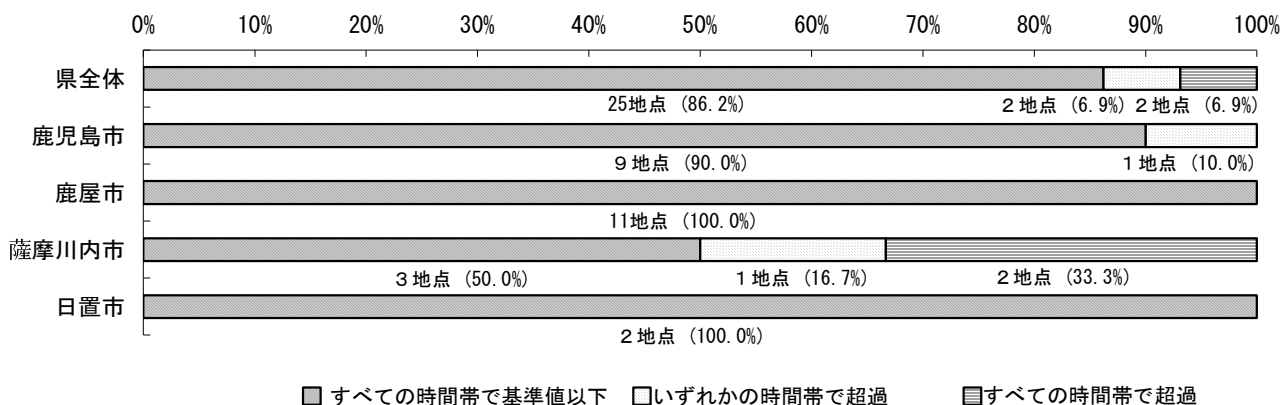
※ 本県においては、AA類型に指定している地域はない。

## ウ 調査結果の概要

令和4年度に実施した騒音に係る環境基準の調査結果は、次の図に示すとおりである。

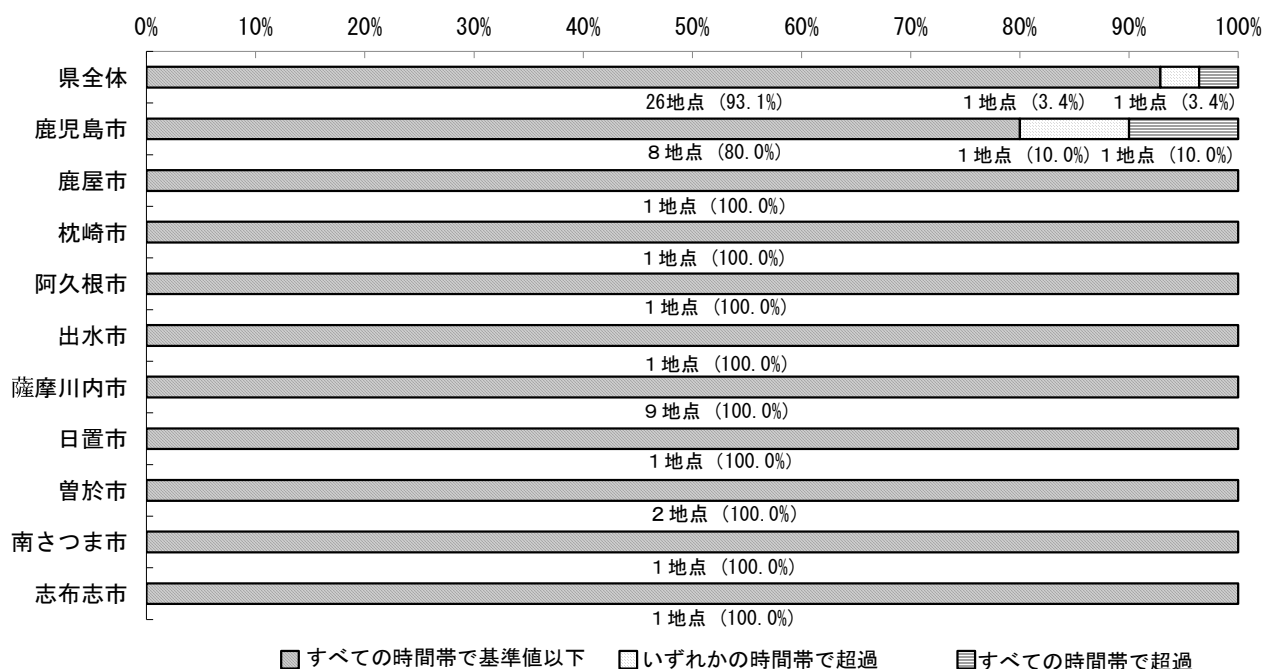
道路に面する地域以外の地域（一般地域）については、全測定地点（29地点）のうち、昼間及び夜間の時間帯とも環境基準を達成している測定地点は86.2%（25地点）、いずれかの時間帯のみで基準値を超過している地点は6.9%（2地点）、全ての時間帯で基準値を超過している地点は6.9%（2地点）であった。

### (ア) 騒音に係る環境基準(一般地域)の調査結果概要



(注) 本図のデータは、令和4年度に測定を実施した市町村のうち県へデータの提供があったものである。

### (イ) 騒音に係る環境基準(道路に面する地域)の調査結果<点的評価>概要



(注) 本図のデータは、令和4年度に測定を実施した市町村のうち県へデータの提供があったものである。

### (ウ) 騒音に係る環境基準(道路に面する地域)の調査結果<面的評価>概要

県が調査した肝付町ほか7町の計30区間（3,262戸）における環境基準(道路に面する地域)を達成している戸数の割合は、昼間及び夜間の時間帯ともに100%であった（自動車騒音常時監視結果）。

(注)：市は県とは別に調査を行っている。

## エ 調査結果の詳細

### (ア) 道路に面する地域以外の地域(一般地域)における騒音調査結果(市実施)

単位:デシベル

市町村	番号	測定地点	用途地域(注)	環境基準類型	測定年月日		測定値(LAeq)		環境基準		達成状況		
					開始日	終了日	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼夜
鹿児島市	1	稲荷町	2中	A	R5.1.24	R5.1.25	48	41	55	45	○	○	○
	2	明和1丁目	1低	A	R5.1.24	R5.1.25	54	44	55	45	○	○	○
	3	甲突町	近商	C	R5.1.24	R5.1.25	58	49	60	50	○	○	○
	4	下荒田2丁目	1住	B	R5.1.24	R5.1.25	55	46	55	45	○	×	×
	5	紫原5丁目	2中	A	R5.1.24	R5.1.25	55	43	55	45	○	○	○
	6	皇徳寺台1丁目	1低	A	R5.1.25	R5.1.26	46	37	55	45	○	○	○
	7	東谷山5丁目	2中	A	R5.1.25	R5.1.26	52	43	55	45	○	○	○
	8	上福元町	1低	A	R5.1.25	R5.1.26	52	41	55	45	○	○	○
	9	郡山町	外	B	R5.1.25	R5.1.26	47	33	55	45	○	○	○
	10	郡山岳町	外	B	R5.1.25	R5.1.26	42	40	55	45	○	○	○
鹿屋市	1	西原1丁目	1中	A	R4.10.25	R4.10.26	51	36	55	45	○	○	○
	2	打馬2丁目	1中	A	R4.10.26	R4.10.27	47	38	55	45	○	○	○
	3	札元1丁目	1低	A	R4.10.27	R4.10.28	49	44	55	45	○	○	○
	4	寿7丁目	1低	A	R4.11.1	R4.11.2	52	41	55	45	○	○	○
	5	吾平町麓	1中	A	R4.11.24	R4.11.25	42	34	55	45	○	○	○
	6	新栄町	1住	B	R4.11.8	R4.11.9	52	41	55	45	○	○	○
	7	白崎町	1住	B	R4.11.9	R4.11.10	51	41	55	45	○	○	○
	8	新川町	準住	B	R4.11.15	R4.11.16	54	38	55	45	○	○	○
	9	吾平町麓	1住	B	R4.11.17	R4.11.18	46	41	55	45	○	○	○
	10	共栄町	商	C	R4.11.14	R4.11.15	53	40	60	50	○	○	○
	11	吾平町麓	商	C	R4.11.10	R4.11.11	53	44	60	50	○	○	○
薩摩川内市	1	御陵下町	1中	A	R4.11.7	R4.11.8	56	46	55	45	×	×	×
	2	宮内町	1住	B	R5.1.26	R5.1.27	51	47	55	45	○	×	×
	3	高城町	1住	B	R4.11.7	R4.11.8	60	52	55	45	×	×	×
	4	御陵下町	1住	B	R4.11.7	R4.11.8	47	37	55	45	○	○	○
	5	入来町副田	1住	B	R5.1.16	R5.1.17	50	38	55	45	○	○	○
	6	西開間町	近商	C	R4.11.7	R4.11.8	53	39	60	50	○	○	○
日置市	1	伊集院町妙円寺1丁目	1低	A	R4.11.10	R4.11.11	42	33	55	45	○	○	○
	2	伊集院町麦生田	1中	A	R4.11.10	R4.11.11	47	40	55	45	○	○	○

	基準値	
	昼間	夜間
A・B 類型	55	45
C 類型	60	50

(注) 都市計画法に基づく用途地域。以下の略称を用いる。

1低=第一種低層住居専用地域, 2低=第二種低層住居専用地域, 1中=第一種中高層住居専用地域,  
2中=第二種中高層住居専用地域, 1住=第一種住居地域, 2住=第二種住居地域, 準住=準住居地域,  
近商=近隣商業地域, 商=商業地域, 準工=準工業地域, 工=工業地域

(イ) 道路に面する地域における調査結果<点的評価>(市実施)

単位：デシベル

市名	番号	路線	測定地点	上下区分 (注1)	近接空間 (注2)	車線数 (注3)	用途地域 (注4)	環境基準 類型	測定年月日		24h 測定 (注5)	測定値(LAeq)		環境基準	
									開始日	終了日		昼間	夜間	昼間	夜間
鹿児島市	1	一般国道3号	小山田町	上	○	2	外	B	R5.2.20	R5.2.21	○	72	64	70	65
	2	一般国道3号	下伊敷1丁目	下	○	5	商	C	R5.2.20	R5.2.21	○	72	66	70	65
	3	一般国道3号(鹿児島道路)	福山町	上	○	2	外	B	R5.2.21	R5.2.22	○	46	39	70	65
	4	鹿児島加世田線	郡元3丁目	下	○	4	準住	B	R5.2.21	R5.2.22	○	64	60	70	65
	5	鹿児島加世田線	東谷山5丁目	上	○	4	準住	B	R5.2.21	R5.2.22	○	70	64	70	65
	6	川内郡山線	郡山町	上	○	2	外	B	R5.2.20	R5.2.21	○	63	53	70	65
	7	小山田川田蒲生線	川田町	上	○	2	外	B	R5.2.20	R5.2.21	○	62	52	70	65
	8	吉野公園線	吉野町	上	○	2	1低	A	R5.2.20	R5.2.21	○	64	54	70	65
	9	鹿児島港下荒田線	鴨池2丁目	下	○	4	近商	C	R5.2.21	R5.2.22	○	67	59	70	65
	10	玉取迫鹿児島港線	和田2丁目	下	○	4	1低	A	R5.2.21	R5.2.22	○	65	61	70	65
鹿屋市		国道269号	西原2丁目	下	○	2	1中	B	R4.10.21	R4.10.22		65	59	70	65
枕崎市		一般国道225	緑町	上		2	近商	C	R4.12.6	R4.12.7	○	64	54	70	65
阿久根市		下東郷阿久根線	山下	下		2	外	B	R5.1.17	R5.1.18	○	61	48	70	65
出水市		一般国道3号	米ノ津町	下	○	2	準住	B	R5.2.2	R5.2.3	○	69	65	70	65
薩摩川内市	1	一般地方道・県道大小路・中郷線	大小路町	下		2	1住	B	R5.1.16	R5.1.17	○	64	56	70	65
	2	市道隈之城・高城線	東大小路町	下		2	2住	B	R4.10.6	R4.10.7	○	65	58	70	65
	3	一般地方道・県道川内祁答院線	平佐町	上	○	2	1中	A	R5.1.17	R5.1.18	○	63	55	70	65
	4	一般国道3号線	御陵下町	上	○	4	近商	B	R4.10.6	R4.10.7	○	69	60	70	65
	5	県道川内串木野線	神田町	下	○	2	近商	C	R5.1.16	R5.1.17	○	64	56	70	65
	6	一般国道267号線	国分寺町	上	○	2	準住	B	R5.1.17	R5.1.18	○	68	59	70	65
	7	一般国道3号線	上川内町	下	○	2	準工	C	R4.10.6	R4.10.7	○	69	62	70	65
	8	県道百次木場茶屋線	川永野町	上	○	2	未	-	R4.10.6	R4.10.7	○	68	59	70	65
	9	一般国道3号線	尾白江町	上	○	4	未	-	R4.10.6	R4.10.7	○	70	62	70	65
日置市		一般国道3号	東市来町湯田	上	○	2	近商	C	R4.11.14	R4.11.15	○	68	63	70	65
曾於市	1	志布志福山線	曾於市大隅町坂元	上	○	2	未	B	R4.11.8	R4.11.9	○	65	61	70	65
	2	志布志福山線	曾於市大隅町坂元	下	○	2	未	B	R4.11.8	R4.11.9	○	65	61	70	65
南さつま市		一般国道270号	加世田村原2丁目	上	○	2	準住	B	R4.11.24	R4.11.25	○	65	58	70	65
志布志市		市道町原・弓場ヶ尾線	志布志市志布志町安楽	上	○	2	未	B	R5.1.30	R5.1.31	○	57	42	70	65

(注1) 測定地点が上り車線であれば「上」、下り車線であれば「下」

(注2) 測定地点が、「幹線交通を担う道路に近接する空間」であれば「○」、それ以外は空欄

(注3) 上下合計した車線数。例：上り1車線、下り1車線の場合の車線数は2

(注4) 都市計画法に基づく用途地域。以下の略称を用いる

1低：第一種低層住居専用地域、2低：第二種低層住居専用地域、1中：第一種中高層住居専用地域、

2中：第二種中高層住居専用地域、1住：第一種住居地域、2住：第二種住居地域、準住：準住居地域、

近商：近隣商業地域、商：商業地域、準工：準工業地域、工：工業地域、未：用途地域内の未指定地域、外：用途地域外

(注5) 1日24時間の測定を行っていれば「○」、それ以外は空欄

(ウ) 道路に面する地域における騒音調査結果<面的評価>(県, 市実施)

実施主体	環境基準達成状況【達成率】															
	区分	評価区間延長(km)	評価区間数(区間)	評価結果(全体)			評価結果(近接空間)			評価結果(非近接空間)						
				住居等戸数(戸)	昼・夜	昼間	夜間	住居等戸数(戸)	昼夜	昼間	夜間	住居等戸数(戸)	昼夜	昼間	夜間	
県全体	道路種類別の内訳	高速自動車国道	18.7	12	794	99.0%	99.0%	99.7%	277	97.5%	97.5%	99.6%	517	99.8%	99.8%	99.8%
		一般国道	297.3	198	27,447	92.2%	92.9%	93.8%	11,420	88.2%	89.5%	91.5%	16,027	97.9%	98.1%	98.4%
		県道	415.7	291	34,027	96.7%	97.3%	98.0%	14,324	94.1%	95.5%	96.3%	19,703	98.6%	98.7%	99.3%
	4車線以上の市町村道	21.3	21	13,882	99.0%	99.3%	99.1%	6,705	98.1%	98.6%	98.2%	7,177	99.9%	99.9%	100.0%	
合計	753.0	522	76,150	95.5%	96.1%	96.7%	32,726	92.9%	94.0%	95.0%	43,424	98.6%	98.7%	99.1%		
					72,732	73,185	73,658		30,391	30,774	31,098		42,800	42,870	43,019	
県実施(町村の区域)	道路種類別の内訳	一般国道	70.8	25	2,273	100.0%	100.0%	100.0%	926	100.0%	100.0%	100.0%	1,347	100.0%	100.0%	100.0%
		県道	24.5	5	989	100.0%	100.0%	100.0%	420	100.0%	100.0%	100.0%	569	100.0%	100.0%	100.0%
	合計	95.3	30	3,262	100.0%	100.0%	100.0%	1,346	100.0%	100.0%	100.0%	1,916	100.0%	100.0%	100.0%	
						3,262	3,262	3,262		1,346	1,346	1,346		1,916	1,916	1,916
鹿児島市	道路種類別の内訳	高速自動車国道	18.7	12	794	99.0%	99.0%	99.7%	277	97.5%	97.5%	99.6%	517	99.8%	99.8%	99.8%
		一般国道	101.2	75	15,140	90.8%	91.0%	93.5%	6,784	83.3%	83.5%	88.2%	8,356	96.9%	97.0%	97.8%
		県道	271.7	197	27,262	96.5%	97.3%	97.6%	11,447	93.5%	95.2%	95.4%	15,815	98.7%	98.9%	99.1%
	4車線以上の市町村道	21.3	21	13,882	99.0%	99.3%	99.1%	6,705	98.1%	98.6%	98.2%	7,177	99.9%	99.9%	100.0%	
合計	412.9	305	57,078	95.7%	96.1%	96.9%	25,213	92.0%	93.0%	94.3%	31,865	98.5%	98.7%	99.0%		
					54,598	54,875	55,303		23,197	23,439	23,766		31,401	31,436	31,537	
鹿屋市	道路種類別の内訳	一般国道	1.8	2	258	100.0%	100.0%	100.0%	82	100.0%	100.0%	100.0%	176	100.0%	100.0%	100.0%
	合計	1.8	2	258	100.0%	100.0%	100.0%	82	100.0%	100.0%	100.0%	176	100.0%	100.0%	100.0%	
					258	258	258		82	82	82		176	176	176	
枕崎市	道路種類別の内訳	一般国道	2.0	2	319	100.0%	100.0%	100.0%	104	100.0%	100.0%	100.0%	215	100.0%	100.0%	100.0%
	合計	2.0	2	319	100.0%	100.0%	100.0%	104	100.0%	100.0%	100.0%	215	100.0%	100.0%	100.0%	
					319	319	319		104	104	104		215	215	215	
阿久根市	道路種類別の内訳	一般国道	11.3	5	420	95.5%	95.5%	99.0%	149	88.6%	88.6%	97.3%	271	99.3%	99.3%	100.0%
		県道	20.8	9	926	100.0%	100.0%	100.0%	443	100.0%	100.0%	100.0%	483	100.0%	100.0%	100.0%
	合計	32.1	14	1,346	98.6%	98.6%	99.7%	592	97.1%	97.1%	99.3%	754	99.7%	99.7%	100.0%	
						1,327	1,327	1,342		575	575	588		752	752	754
出水市	道路種類別の内訳	一般国道	9.4	6	694	97.6%	99.1%	97.6%	270	94.8%	98.9%	94.8%	424	99.3%	99.3%	99.3%
		県道	3.7	5	255	100.0%	100.0%	100.0%	99	100.0%	100.0%	100.0%	156	100.0%	100.0%	100.0%
	合計	13.1	11	949	98.2%	99.4%	98.2%	369	96.2%	99.2%	96.2%	580	99.5%	99.5%	99.5%	
					932	943	932		355	366	355		577	577	577	
指宿市	道路種類別の内訳	一般国道	1.9	1	278	94.6%	94.6%	100.0%	101	85.1%	85.1%	100.0%	177	100.0%	100.0%	100.0%
	合計	1.9	1	278	94.6%	94.6%	100.0%	101	85.1%	85.1%	100.0%	177	100.0%	100.0%	100.0%	
					263	263	278		86	86	101		177	177	177	
西之表市	道路種類別の内訳	一般国道	1.9	1	344	100.0%	100.0%	100.0%	154	100.0%	100.0%	100.0%	190	100.0%	100.0%	100.0%
	合計	1.9	1	344	100.0%	100.0%	100.0%	154	100.0%	100.0%	100.0%	190	100.0%	100.0%	100.0%	
					344	344	344		154	154	154		190	190	190	
垂水市	道路種類別の内訳	県道	1.3	1	168	100.0%	100.0%	100.0%	65	100.0%	100.0%	100.0%	103	100.0%	100.0%	100.0%
	合計	1.3	1	168	100.0%	100.0%	100.0%	65	100.0%	100.0%	100.0%	103	100.0%	100.0%	100.0%	
					168	168	168		65	65	65		103	103	103	

注) 2行になっている欄は、上段が環境基準達成率、下段が戸数

実施主体	環境基準達成状況【達成率】															
	区分		評価 区間 延長 (km)	評価 区間数 (区間)	評価結果(全体)			評価結果(近接空間)			評価結果(非近接空間)					
					住居等 戸数 (戸)	昼・夜	昼間	夜間	住居等 戸数 (戸)	昼夜	昼間	夜間	住居等 戸数 (戸)	昼夜	昼間	夜間
薩摩川内市	道路種類別の内訳	一般国道	1.7	4	205	100.0%	100.0%	100.0%	98	100.0%	100.0%	100.0%	107	100.0%	100.0%	100.0%
					205	205	205	98	98	98	107	107	107			
	合計	1.7	4	205	100.0%	100.0%	100.0%	98	100.0%	100.0%	100.0%	107	100.0%	100.0%	100.0%	
日置市	道路種類別の内訳	一般国道	23.3	22	1,025	96.6%	97.7%	96.8%	423	95.0%	97.6%	95.3%	602	97.7%	97.7%	97.8%
					990	1,001	992	342	402	413	403	476	588	588	589	
	県道	15.2	17	818	84.5%	84.5%	99.6%	342	71.1%	71.1%	100.0%	476	94.1%	94.1%	99.4%	
				691	691	815	243	243	342	448	448	473				
	合計	38.5	39	1,843	91.2%	91.8%	98.0%	765	84.3%	85.8%	97.4%	1,078	96.1%	96.1%	98.5%	
1,681	1,692	1,807	645	656	745	1,036	1,036	1,062								
曾於市	道路種類別の内訳	一般国道	16.3	11	569	96.7%	97.5%	96.7%	198	90.4%	92.9%	90.4%	371	100.0%	100.0%	100.0%
					550	555	550	351	179	184	179	430	371	371	371	
	県道	29.3	20	781	99.4%	100.0%	99.4%	351	98.6%	100.0%	98.6%	430	100.0%	100.0%	100.0%	
				776	781	776	346	351	346	430	430	430				
	合計	45.6	31	1,350	98.2%	99.0%	98.2%	549	95.6%	97.4%	95.6%	801	100.0%	100.0%	100.0%	
1,326	1,336	1,326	525	535	525	801	801	801								
霧島市	道路種類別の内訳	一般国道	4.5	2	964	99.5%	99.6%	99.5%	191	100.0%	100.0%	100.0%	773	99.4%	99.5%	99.4%
					959	960	959	191	191	191	773	768	769	768		
	合計	4.5	2	964	99.5%	99.6%	99.5%	191	100.0%	100.0%	100.0%	773	99.4%	99.5%	99.4%	
959	960	959	191	191	191	773	768	768								
いちき串木野市	道路種類別の内訳	一般国道	17.6	15	1,166	98.6%	98.6%	99.9%	391	97.4%	97.4%	100.0%	775	99.2%	99.2%	99.9%
					1,150	1,150	1,165	257	381	381	391	322	769	769	774	
	県道	14.4	13	579	100.0%	100.0%	100.0%	257	100.0%	100.0%	100.0%	322	100.0%	100.0%	100.0%	
				579	579	579	257	257	257	322	322	322				
	合計	32.0	28	1,745	99.1%	99.1%	99.9%	648	98.5%	98.5%	100.0%	1,097	99.5%	99.5%	99.9%	
1,729	1,729	1,744	638	638	648	1,091	1,091	1,096								
南さつま市	道路種類別の内訳	一般国道	8.9	9	790	41.9%	41.9%	41.9%	331	100.0%	100.0%	100.0%	459	100.0%	100.0%	100.0%
					331	331	331	195	331	331	331	324	459	459	459	
	県道	11.5	6	519	100.0%	100.0%	100.0%	195	100.0%	100.0%	100.0%	324	100.0%	100.0%	100.0%	
				519	519	519	195	195	195	324	324	324				
	合計	20.4	15	1,309	64.9%	64.9%	64.9%	526	100.0%	100.0%	100.0%	783	100.0%	100.0%	100.0%	
850	850	850	526	526	526	783	783	783								
志布志市	道路種類別の内訳	県道	0.0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0.0%
					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	合計	0.0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0.0%	
0	0	0	0	0	0	0	0	0								
奄美市	道路種類別の内訳	一般国道	2.7	2	1,421	100.0%	100.0%	100.0%	582	100.0%	100.0%	100.0%	839	100.0%	100.0%	100.0%
					1,421	1,421	1,421	178	582	582	582	235	839	839	839	
	県道	0.4	1	413	100.0%	100.0%	100.0%	178	100.0%	100.0%	100.0%	235	100.0%	100.0%	100.0%	
				413	413	413	178	178	178	235	235	235				
合計	3.1	3	1,834	100.0%	100.0%	100.0%	760	100.0%	100.0%	100.0%	1,074	100.0%	100.0%	100.0%		
1,834	1,834	1,834	760	760	760	1,074	1,074	1,074								
南九州市	道路種類別の内訳	一般国道	2.6	4	211	100.0%	100.0%	100.0%	76	100.0%	100.0%	100.0%	135	100.0%	100.0%	100.0%
					211	211	211	0	76	76	76	116	135	135	135	
	県道	0.6	1	116	56.9%	56.9%	100.0%	0	0.0%	0.0%	0.0%	116	56.9%	56.9%	100.0%	
				66	66	116	0	0	0	116	66	66	116			
合計	3.2	5	327	84.7%	84.7%	100.0%	76	100.0%	100.0%	100.0%	251	80.1%	80.1%	100.0%		
277	277	327	76	76	76	201	201	251								
伊佐市	道路種類別の内訳	一般国道	12.4	3	329	100.0%	100.0%	100.0%	152	100.0%	100.0%	100.0%	177	100.0%	100.0%	100.0%
					329	329	329	152	152	152	177	177	177			
	合計	12.4	3	329	100.0%	100.0%	100.0%	152	100.0%	100.0%	100.0%	177	100.0%	100.0%	100.0%	
329	329	329	152	152	152	177	177	177								
始良市	道路種類別の内訳	一般国道	7.0	9	1,041	83.6%	97.3%	83.6%	408	70.8%	97.5%	70.8%	633	91.8%	97.2%	91.8%
					870	1,013	870	527	289	398	289	674	581	615	581	
	県道	22.3	16	1,201	100.0%	100.0%	100.0%	527	100.0%	100.0%	100.0%	674	100.0%	100.0%	100.0%	
				1,201	1,201	1,201	527	527	527	674	674	674				
合計	29.3	25	2,242	92.4%	98.8%	92.4%	935	87.3%	98.9%	87.3%	1,307	96.0%	98.6%	96.0%		
2,071	2,214	2,071	816	925	816	1,255	1,289	1,255								

注) 2行になっている欄は、上段が環境基準達成率、下段が戸数

## (2) 自動車騒音要請限度について

### ア 自動車騒音の要請限度

要請限度は、騒音規制法第17条第1項に基づき、市町村長が都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請する際の限度として、省令（平成12年3月2日総理府令第15号）により次のように定められている。

#### ○ 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度(要請限度)

区 域 の 区 分		時 間 の 区 分	
		昼 間 (午前6時～午後10時)	夜 間 (午後10時～翌日の午前6時)
1	a 区域及びb 区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
2	a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
3	b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

(特例) 幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の道路の敷地境界線から15mまで、2車線を超える道路の敷地境界線から20mまで）に係る限度は、右表を用いる。

昼 間	夜 間
75デシベル	70デシベル

### イ 本県における区域区分

本県においては、県内ほぼ全域が騒音規制法に基づく指定地域となっている。指定地域内における区域は、おおむね次表のとおりであるが、用途地域の定められていない地域については、原則としてb区域としている。

区域の区分	指 定 地 域
a 区域	専ら住居の用に供される区域 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、田園住居地域 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
b 区域	主として住居の用に供される区域 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
c 区域	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域